

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和5年度 教育委員会 第11回定例会)

開会 令和6年2月7日(水)

閉会 令和6年2月7日(水)

午前9時00分

午前10時21分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫	欠席委員		
会議に出席 した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長 藤井 和重 教育次長 漁 修生 教育総括室長 薩美 征夫 参与(人事担当) 柏木 弘至 学校支援部長 岡崎 州祐 学校教育部長 杉田 二郎 教育総務課長 伊藤 昭夫 教育総務課担当課長 原田 博司		学校管理課長 学校保健安全課長	竹村 一貴 濱本 新
署名	教育長		委員	

付 議 案 件

<教育長報告>

<議 題>

- (審)議案第48号 西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則制定の件
[学校管理課]
- (審)報告第19号 学校医の解嘱及び委嘱の件 [学校保健安全課]
- (審)議案第49号 令和6年度(2024年度)西宮教育の推進方針決定の件 [教育総務課]
- (審)議案第50号 令和6年度西宮市一般会計予算(教育委員会所管分)に関する意見決定の件
[教育総務課]

<一般報告>

- 一般報告① 児童生徒の状況について **非公開** [学校保健安全課]

<資料による情報提供>

- ・西宮市幼児教育・保育のあり方 アクションプラン[part 2](案)について
[政策局・こども支援局・学校改革課]

以 上

傍 聴

0名

重松教育長	<p>ただいまより、令和5年度 第11回 教育委員会定例会を開催します。議事録署名委員には、側垣委員を指名します。</p> <p>はじめに、12月定例会について、議事録の承認を行います。</p> <p>議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>それでは、承認します。なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。</p> <p>ここで、各委員に確認します。</p> <p>本日は傍聴希望者がおられません。</p> <p>会議は公開が原則ですが、議案第49号は意思形成過程に関する案件、議案第50号は市議会に付議する案件であり、現時点では公表されておられません。</p> <p>また、一般報告①は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなるおそれがあるため、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では初めに、私から報告します。</p> <p>前に認知の話をしたので、今度は非認知の話をさせていただきます。今私たちを取り巻く状況は目まぐるしく変化し、先の見通しが利かない状況です。様々な考え方が複雑に絡み合い、何がよくて何が悪いのか、基準も極めて曖昧な状況になっています。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大によって私たちの生活が一変し、災害や未知のウイルスの流行など、予測不可能な事態がいつ起こるか分かりません。このような状況になったときに的確に判断し、自ら考えて行動する力は、これから先私たちや子供たちが生きていく上で非常に重要な力です。状況を的確に判断するためには様々な情報を受け取るだけでなく、情報を扱い、活用し、創造的に問題解決をする力が必要となります。このような状況下において、これから先の時代にたくましく生き抜いていかななくてはならない子供たちに、どのよ</p>

うな心の力を身につけておくべきなのかということが、今盛んに議論が行われています。こうした議論の中で言われていることが非認知能力というものです。非認知能力とはどのようなものかということですが、これは以前に話をしてきたペリー就学前計画、これはアメリカで1960年代に行われたもので、アフリカから移住してきた非常に貧しい生活をされている人を二つのグループに分かれて、一つのグループは幼稚園に通い、家庭教育も行ったうえで先生たちが家庭訪問をして様子を見るということをし、もう一つのグループは何もしない、ということをしてきたのです。結果は二つのグループの差が40歳ぐらいになったときに出てきたというものでした。それは認知能力、要するに学力といったものについてよりも、子供たちがどのように生きていくのか、要するに我慢や意欲を持って様々なことに取り組むなど、そういう力が大事であり、これら非認知能力の差が表れてきたとのことでした。

もう一つは、これも以前に話したことがあります、マシュマロ実験です。これは子供たちにある部屋で待ってもらうのですが、そこにはお菓子が置いてあります。大人が15分間離れるから、食べてもいいが、食べるときは連絡をしてほしいこと、それと15分間食べずに我慢ができたらもう一つお菓子をあげるから、という実験です。結果は子供たちの30%だけが我慢できて、あとは食べてしまったというものでした。我慢できた子供たちは、気を散らすためにお菓子を見ないようにしたり、そこにあった本を読んだりして15分間我慢をすることができたようです。40歳になったときにどうなったかということ、やはり我慢ができた子供たちのほうが経済的にも生活も非常に安定した生活をしているが、我慢できなかった子供たちは、中々そうはいかなかったという結果が出ています。生涯にわたって心身の健康や経済安定などを含めた幸福の基盤をなす非認知能力の重要性が、ここからも読みとれるのです。要するにIQなど通常の頭の良さではなくて、非認知能力や心の成長が非常に大事だということです。ただし、マシュマロ実験も、ペリー就学前計画もそうですが、この実験結果が果たして非認知能力によるものだけなのかということも言われています。ほかにも被験者の条件が果たしてそれでよかったのかという問題もあるし、ペリー就学前計画では、片一方は幼稚園に行かせず、片一方は幼稚園に行かせたという実験のあり方が良いのかという議論もあります。このように様々なこともあり、これは非認知能力だけの問題ではなく経済的な問題など、様々なことが関係しているのではないかとされています。とは言え、やはり非認知能力は非常に大切だということについては、共通理解がされているようです。ただし、何が非認知能力なのかということにつ

いては簡単には行かないと言われています。

そういった非認知能力をどうするかということに関して、経済協力機構OECDが2015年のレポートの中で、社会情緒的スキルということで、長期的目標の達成に関わることとして、他者との協力に関わること、それから感情の管理に関わること、目標を持つこと、それから他者と協力ができること、それから自分の感情を抑える、この三つの力が非認知能力だとしています。

その非認知能力はどういうことかという、長期の目標の達成につきましては、忍耐力や自己抑制など、目標への情熱が非常に大事だということです。つまり、将来に向けて目標を持って生きていける、そういうことが非常に大事で、ただ単に一生懸命勉強をするだけではなく、何のために勉強をしているのかということが非常に大切だと言われています。それから他者との協力は、社交性や敬意や思いやりなど、要するに人の意見が聞けて、その中から自分の考え方を導き出せる、そのような相手に対する感情が非常に大事だということです。他にも感情の管理、自尊心、楽観性など、楽観的に物事を考えられる、自信が持てるなど、そういう感情の管理ができるということも大事だと言われています。その中でやはり知識、学力よりも次はモチベーション、最後は自分の心、マインドをコントロールできるということが非常に重要だということを経済協力機構OECDが言っているわけです。

その非認知能力を高めることによってどんな利点があるかということですが、表面的なスキルだけでなく、内面的なスキルが求められる時代において、これが非常に大切なのです。一つは非認知能力である問題解決力や集中力を高めることは、学業の成功に影響を与える大きな利点となります。また、感情の管理ができる人は、ストレスや消耗感や焦燥感を軽減したり、学習への意欲を高める傾向があるとされており、要するに学業の成功にもつながっているのです。そして、協力性やコミュニケーションが優れている子供は友情や協力関係を築きやすく、対人関係において成功しやすいという社会的適用への影響がもたらされるということです。それからもう一つは、レジリエンスで適用能力の養成ということで、困難に対しての対処力、挫折から立ち直る能力、将来の成功に向けて不可欠な能力として、学業成功への影響、社会的適用への影響、レジリエンスの養成ということが言われています。これがOECDの考え方ですが、これもやはり様々なことがいわれており、非認知能力は一軒の家に例えられます。まず、土台として自己肯定感があり、その上に2本の柱があり、一つは対人の能力、もう一つは他者への能力です。その柱があることによって土台があって柱が立って、その上の屋根にで

きる、自信が持てて自分のことを肯定できて、自信を持って様々なことに対応できると言われています。そういう意味では、OECDと同じような形で結局他者と自分に関わることを、この二つが非常に大事だということです。それとやはり大きな目標を持っていくことが挙げられています。忍耐力や自己抑制力、社交性、自尊心などが非常に大事になり、それをどう育てるかということが今後の大きな問題ではないかと思っています。そういったことから非認知能力を高めるためにはどうするかということが議論されているわけです。では、非認知能力を高めるためにどうするかということですが、東京大学の遠藤先生がこんなことを言っています。非認知能力には大きく二つの力があり、自分に関わることと人に関わることです。非認知能力は土台となっていくものであり、この土台が揺らぐと小学校や中学校に行き教育を受けたときに支え切れず、学んだことを自分のものにできなくなるのではとされています。ですから幼児期にしっかりと土台を作っておく必要があるのです。ということは、非認知能力はやはり3歳までに基本的なことは育つものであり、それ以後幼稚園から小学校に入るまでの2年間で様々なことを体験、経験することによって非認知能力をより一層育むことができるというのが今の説のようです。では、大人になってからは育たないのかと言えばそうではないようです。極端なことを言いますと、私のようにある年齢になったら、今度は非認知能力をきちんと育てておかなければ、人生何のために生きているのかを自分自身に問われることとなります。非認知能力を育てる、要するに目標を持つこと、どのような目標を持ってどのように生きていくのかということが非常に大事になると言われています。

その中で言われているのは、子供の非認知能力を育てるためにはどのような経験をすればいいかということですが、遊びを通してというのは一番大きいことだそうです。その中で七つのことが触れられています。一つはパズル遊びをすることです。そのことによって問題解決能力や集中力、空間の認識力など、そういった力が付きます。ただしこれは、プラモデルを組み立てるのではなく、積み木のように自分で組み立てて何かを作る、そういうことが大事だとされています。

二つ目は絵本の読み聞かせです。これは言語能力、注意力、想像力を育みます。読み聞かせも良いのですが、もちろん自分で読めるようになればそれも良いです。要するに本をしっかりと読み、その中から様々な情緒などを酌み取っていくことが非常に大事なのではないかと言われています。

三つ目がアートとクラフトです。これは様々な絵を描くといったことです。3歳ぐらいの子供たちがクレヨンなど、そういうものを持ったときに床に絵を描いた

りすることは、それは非認知能力を育てているわけです。なので、それを止めさせるのではなく、どのように活用すればいいのかということが非常に大事です。

「書いたら駄目」と叱るのではなく、紙を与えてそこで様々なものを書かせてみる、そうすることで創造力や表現力が育つということです。同じように心理学の実験で鏡の前に立たせたとき、座らせたとき、寝かせたとき、1歳から2歳の間はほとんど鏡に映っている自分分からないのだそうです。ところが3歳になると自己と他人が区別でき、鏡に映っている自分を認識できるようになるのだそうです。そういう意味でも自分を認識するということは非常に大きいと思います。言葉が話せるようになるのもそういうところに関わってくるとも言われています。

他にも室内外での運動をすることによって協力や手先の器用さ、自己表現ができるようになると言われていています。運動ももちろんですが、特に今言われているのは砂場遊びが非常に大事なのではないかとことです。砂場で様々なものを作り、友達と集まり「ままごと」をすることで、役割分担の認識が芽生えることがあります。ままごとを見ていると家庭の様子がよく分かります。子供が「お父さん、今日もまた遅く帰ってくるよね。」などと言う様子が見て取れます。

五つ目は音楽です。ミュージックとリズム感、音楽的表現、協力性ということが言われています。絶対音感はこのときに出来上がると言われていますので、後から一生懸命聞いてもなかなか身に着くものではないようです。音楽を聴いたりリズムを取るといったことは非常に大事で、それに合わせて子供たちが体を動かしたりします。幼稚園などでよくやっていると思いますが、それは非常に大事だということです。

六つ目は役割分担の遊びです。先ほど出てきた砂場遊びにつながってきますが、コミュニケーションスキルや問題解決力など、協力性を養うことができると言われています。

最後は自然との触れ合いです。咲いている花をみることや、様々な植物を見たりすることで探求心や環境への意識などが育ちます。そういったことを遊びを通して行うことが大事なのです。小学校や中学生でもやはり非認知能力を高めるためには様々な対応力が必要です。要するに体験活動をするということは非常に大きなことで、その中で非認知能力が養われていきます。ただ単に行事をこなすのではなく、その中で対人関係や人との触れ合い、他にもどうすれば目標が達成できるのか、といったことも感じるものです。出来上がったときには、できたという喜びも感じるので、そういった体験をすることは大事だと言われていています。

では、非認知能力を高めるためにどうすればいいかということですが、一つは、子供が興味を持ったことを楽しんで取り組めるように積極的に応援することが必要ではないかと思います。それから子供自身が決めるという経験をさせることも大切です。失敗しても前向きに声をかけて、子供が挑戦しようという気持ちをサポートすることです。たとえば小学校5年生で自然学校に行き、飯盒炊飯を体験します。そのときに大人は全部を手伝うのではなく、子供たちがやってみて失敗をしたら、こういうところが駄目だったのかなと話しをたり、どこを変えたらうまくいくのかと話し合いをすることです。もし失敗をしても、それを俯瞰できるような手立てを取っておけばいいのであり、そういう経験が非常に大事なのです。だから失敗しても前向きに声をかけて子供が挑戦するという気持ちをサポートすることが必要だと言われています。また、結果だけを求めるのではなくて、結果に至るまでの頑張りを含めて褒めることが大事だとも言われています。

今度は逆に、非認知能力を伸ばすために避けたい行動としては、イライラしたり失敗したときに大きな声でどなったりしないことです。要するに失敗は失敗として認め、それを支援してあげることが非常に重要です。それと同時に失敗したことは反省し、どういうところを直したらよかったかな、を考えることも非常に大事だと言われています。それから、できるだけ子供自身が自分の力で行動できるように見守ってあげることです。失敗しないように先回りをせず、子供が自分でやるという気持ちを大事にし、子供が興味を持ってやっているときは、それを支援すればいいのです。将棋の藤井棋士や野球の大谷選手もそうですが、例えば子供が何かをしているときに、お風呂に入りなさい、などと言うのではなくて、やりたいときはできるだけやらせておいて、ただしその中でも守るべきことは守ることが重要です。子供が興味を持って一生懸命やっているという時間が非常に大事なのではないかと思います。また、子供たちがそれぞれの個性やペースでできることも大切で、人と絶対に比較をしないことです。俗によく言われるのは、ある子供が普段は50点ぐらいしか点数が取れないのに、70点を取って帰ってきたら、「70点を取れてよかったね。」と褒めてあげるべきです。「誰々は80点を取ったでしょう。」と言われたら子供は良い気持ちはしませんし、そういう比較はよくないものです。それは大人でも同じだと思います。

学校で非認知能力を育てるためにはどうするかという点ですが、先ほどお話したように、幼稚園ぐらいまでにある程度育っておかないといけないのですが、学校でも非認知能力を育てるポイントとしては、子供の興味関心ができるような環境をつくることです。それから子供が成功したら褒め、失敗をしたらどうすればい

いのかということを考えさせるなど、そういった体験活動をすることが大切です。加えて共感的なコミュニケーション能力を取り入れることも大切です。生徒が車座になってテーマについて皆で話し合い、お互いの意見を聞きながら、ただ賛成・反対をするのではなく、その中で様々な意見もあるということを理解し、お互いがお互いを認め合いながら進めることが非常に大切だと言われています。つまり学校において学級経営は今後非常に大事になるのではとされています。学校は単に授業をするのではなく、学級経営を通じて子供たちが交流し、そのための学級があるということです。

それからもう一つ、先ほど言った大人の非認知能力についてです。本来は小学校ぐらいまでに育てておくべきなのですが、なかなかそれは難しいのが現状です。では大人になってから非認知能力を伸ばすためにはどうすれば良いかですが、自分の夢、そういうものをきちんと見つけておくことです。定年退職後にすることがなく、家でごろごろして過ごしてしまうのではなく、こういうことをやりたい、というものを見つけて、そこに時間を充てるのです。実際は中々難しいものですが、夢中になれるものを見つけることです。もう一つ大事なことは、人の意見を聞いて感情をコントロールする力をつけておくことが非常に大切だと言われています。これについては経済産業省が人生100年時代の社会的基礎能力として三つのことを言っています。一つは前に踏み出す力です。主体性や実行力、一人称で物事を捉え、自ら行動できる力です。二つ目は考え抜く力です。課題を発見したり計画を立てたり、様々なことを想像する力で、自ら課題を提起し、解決を図るためにシナリオを描く自立的な思考力です。三つ目は、自分1人だけでやるのではなくて、チームで働く力です。つまり発信力、傾聴力、柔軟性、状況の把握力、規律性、ストレスをコントロールするなど、多様な人々とのつながりや協働を生み出す力が求められていると言われています。自分の感情を抑制し、少し立ち止まって相手の頭の中を想像して発言するということで、伝え方が9割と言われています。こういったことを大人でもきちんとやっておかなければいけません。やはりこれからは認知能力も大切ですが、非認知能力が大切だということがクローズアップされてきたということで、今回この話をさせていただきました。

様々な場面で参考になると思いますし、学校でもこれをどう伸ばしていくかを考える必要があり、様々な体験活動を学校でもやっています。学校の校則でもそうですが、子供たちがどう考えて実行していくかということが非常に大事だということを認識してほしいと思います。

私からは以上です。

藤原教育委員	<p>今の話に続きまして、何かありましたらお願いしたいと思います。</p> <p>藤原委員。</p> <p>どうもありがとうございます。非認知能力は、3歳までに育つというなかなか絶望的な意見でありましたね。大人になっても何とかなるということで希望を持ちました。子供のときに必要な遊びというのは結構さほど目新しいものがあるというよりは、伝統的に言われてきたものが普遍性を持っていたのだなというのが私の理解です。従来、体にいいと思われていたものが科学的にちゃんと調べてみたらやはり体によかったなどというのと一緒に、やはり普遍的にされていたものというのは価値があるということなのかなというふうに感じました。なので我々大人がまずそういうのを大切にして、子供に対して見本を見せていかなければいけないというふうに思いました。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。確かに必要で正しい役割ですね。</p> <p>長岡委員。</p>
長岡教育委員	<p>ありがとうございました。たまたま私のゼミの卒業論文で幼児期におけるスポーツ活動が非認知能力に与える影響をタイトルにして研究した学生がいるのですが、結果はスポーツをやっている子とやっていない子に非認知能力の差はなかったというのが結果でした。というのは、今回スポーツ実施群をスポーツの習いごとをやっている子を実施群として、お稽古事やっていない子を非実施群と分けて統計的な分析をして、そこでは統計的に見ると優位な差は見られなかったという結果でした。どういう考察をその学生がしたかということ、問題はスポーツの習いごとをしているかどうかではないということです。まさに教育長がおっしゃったように、どう高めるかのところが重要ではないかというような、そういった考察をしていたのを思い出しました。つまり必ずしもエリートとしてスポーツの専門家に仮に教わっていたとしても、内容によっては非認知能力は高まっていかないというものです。普段のお友達との遊びなどの運動の中でも非認知能力は高まっていくのではないかというもので、ここは若干飛躍した考察だなと思いつながら聞いてはいましたが、そういう結果だったので、どう高めるか、質の問題が非常に大きいなと改めて感じました。</p> <p>ありがとうございました。</p>

重松教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、山本委員。</p>
山本教育委員	<p>ありがとうございました。教育長も言われていたのですが、内容を見ると決して新しいことではなく、これまでからされていたことを大切にすることなのだろうと改めて感じました。ちょうどICTやAIが出た頃に合わせようという感じで、こういうものをもう一回大切にしましょうということということも感じました。今3人の方のお話を聞いていて、結局育てることについては、ある意味、意識をすることというのがすごく大切だという気がしています。意図的とか、それから仕掛けをすることの大切さ、それを意識することの大切さを感じました。昨年度、総合教育センターから非認知能力を育てるパンフレットを頂戴しました。そこにも要するにそういう仕掛けが大事だということが書いてあったのですが、育てる側から言えばどうい活動をするのが育てることに関わるのかということ意識することが大事だと思います。</p> <p>それから、ではどう高めるのかということの関わり方が難しいということを改めて感じました。教育功労者表彰のときにボーイスカウトで表彰された方が代表で挨拶をされたときに、ボーイスカウトの活動が非認知能力の育成につながるというようなことをはっきりと言われていました。指導する側がそういうことを意識している場合としていない場合と全然違うので、そういうことの大切さを改めて感じました。</p> <p>以上です。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>側垣委員。</p>
側垣教育委員	<p>今回の教育長の話伺って、まさに私がいつも何度も繰り返し言いますが、食う・寝る・遊ぶ経験をしっかりと積むということがやはり非認知能力を育てていくということにつながっていくと思います。特に幼児教育、保育に関わっている人間としては、今私たちの保育所でもそこを大切にしていこうとしています。子供自身が自分で判断していける力をつくっていこうと考えていて、推進の方向の中の西宮市幼児教育・保育ビジョンの中でもしっかりと、とことん遊べる環境をつくっていくことが重要だというようなことが書かれています。</p> <p>以前西宮市の保育協会の園長研修で山梨県の八ヶ岳のふもとにある清里に視察に</p>

行きました。大きな牧場があって、昔は農業学校があって、そこに聖ヨハネ保育園という保育園があります。その保育園の子供たちはまさに森を園庭として日々遊んで回っています。探索をしたり、春になったら鹿の角を拾ってきたり、草原に寝転がったり、大きな木の木登りをしたり、そこではやはり障害を持った子供たちも同じように育って、本当に伸び伸びと様々な自然の体験をしているのです。羨ましいなという思いで話を聞いていたのですが、その職員の方が、この保育園でこれだけのことをやっても、町の学校に行くと15分間で給食を食べるように指導されるのです、ということを皮肉たっぷりに言っていましたね。教育というのはそういうことじゃないだろう、という思いです。やはりそういう環境、教育長がおっしゃったような環境、学校教育の中でもできるだけつくり出すということが本当に大切なのかなと思います。そういうことから考えると私自身が人生の中で大学まで非認知能力を育てる生活をしてきたと感じます。中学のときはブラスバンド、高校のときはハンドボール、浪人している間にはオーケストラに入り、その傍ら大学入学後は大学のハンドボール部に入ってという経験をしました。オーケストラでコンサートをするのですが、私はフルートですから出番は曲によっては少ないのです。あとは何をしていたかという、バンドボーイのように準備をしたりしていました。舞台に出てスポットライトに当たるところにいる人は皆蝶ネクタイをして燕尾服を着て格好がいいのですが、本当に楽屋裏というのはいろいろあるものです。皆個性が強いですし、そこをまとめていき、コンサートの準備をしてスタートするという経験をさせてもらったことが、今自分の仕事につながっていると感じます。そういうことも考えると、やはり年齢に限らず学習、勉強は大切ですが、それ以外の経験をいかにしていくのかということ、そういう環境をつくるというのは重要だなと思いますし、そういうことから言うと学校でのクラブ活動、これは今地域移行の課題がありますが、小学校の頃からクラブ活動によって自分自身の好きなことを伸ばしていくという経験や課外活動、そういうものも本当に重要なかなと思います。これからそういうことも含めて考えていく必要があると改めて思いました。

重松教育長

ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。ありがとうございました。

それでは審議に入ります。議案第48号「西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。

学校管理課長、お願いします。

学校管理課長	<p>議案第48号「西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、説明いたします。</p> <p>今回の改正は、昨今学校施設の地域利用に対する需要が高まっていることから、使用できる教室などを拡大するとともに、現規則で定めておりませんでした校園長による使用料減免手続を明文化することを目的としております。また、目的外使用に当たっての遵守事項を追加したいとも考えております。</p> <p>1枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。まず1つ目の変更点ですが、現行規則におきましては、小学校と義務教育学校のみ特別教室や会議室等の使用について、校区内の地域団体が使用可能としておりましたが、それを他校種でも可能とするため、第3条第2項を改正案のとおりに変更いたします。</p> <p>二つ目の変更点は、先ほど申し上げました地域団体が学校施設を使用した際、使用料は徴収せず、減免を行う場合が多いのですが、減免の手続につきましては、現在条例上教育委員会が行うこととなっております。使用料が発生しない地域団体の使用に当たりましては、学校園で手続が完了することが望ましいと考えておりますので、減免手続について校園長が行うことを規則に追加いたします。</p> <p>新旧対照表をめくっていただいて、3ページ目の中断に第6条の2を追加しておりますのでご確認ください。</p> <p>最後に、学校施設使用の際の遵守事項を一部修正・追加いたします。新旧対照表で言いますともう一枚めくっていただいて4ページ目、第8条5号で「許可なく飲食喫煙しないこと」としておりましたけれども、喫煙につきましては、「兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例」によりまして、学校園については、敷地内はもとよりその周辺についても禁煙区域に指定されておりますので、重複する規定となっております。したがって今回喫煙に関する記述を削除いたします。また、第8条に号を1つ追加いたしまして、学校施設内での飲酒を新たに禁止することといたします。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより討論に入ります。本件にご意見・ご質問はありますか。</p>
山本教育委員	<p>具体的なことで一つ聞きたいのですが、例えば卒業生が同窓会を開くという形で学校の教室を借りたいということがあった場合は、どういう形の扱いになるので</p>

重松教育長	しょうか。
重松教育長	学校管理課長、お願いします。
学校管理課長	今おっしゃった場合につきましては、一般の方が学校施設を使っただけのと同じ目的外の使用に関する手続ということになりまして、校区内の地域団体には当たりませんので、使用料等もお支払いいただく形になります。使用にあたっては、学校に直接連絡し、手続きをしていただきます。
山本教育委員	分かりました、ありがとうございます。
重松教育長	ほかにはありませんか。
藤原教育委員	先ほど山本委員がご指摘した例えば同窓会を開きたいとなると、大人が集まるのでそこで飲酒をしたいというニーズが発生するのかなと思うのですが、過去にそういう飲酒をしたいというのを許してもらえないかというふうな問合せがあったなど、そういう事例はあるのですか。
重松教育長	学校管理課長。
学校管理課長	私が聞いている限りでは、過去に飲酒に関しての許可を求めるなど、飲酒に関するトラブルがあったという話は聞いておりません。
藤原教育委員	もう一点いいですか。ということはあえて7号に許可なくという文言がないので、そもそも何と言われようが飲酒の許可は出ないという、そういうことですね。
重松教育長	学校管理課長。
学校管理課長	おっしゃるとおりでございます。学校施設については、地域の方、一般の方にも今後ご利用いただくということが前提になってくるとは思うのですが、やはり教育施設であるということが大前提で、施設内での飲酒につきましては、いかなる場合も禁止したいという考えでございます。

重松教育長	ほかにはございませんか。 これは運動場も含まれるのですか。
学校管理課長	学校敷地は運動場、その他の附属施設も含めて敷地内と考えております。
重松教育長	わかりました。ほかにはありませんか。 側垣委員。
側垣教育委員	例えば私の保育園では、小学校の運動場で運動遊びをやっておりますけど、それは地域の保育園でも一般利用になりますよね、今は使用料をお支払いしている状況かなと思います。
重松教育長	学校管理課長。
学校管理課長	今おっしゃっていただいたのは、通常の目的外使用ということで、今も各地域の私立の幼稚園等から申込みをいただいて、運動会等でお使いいただいております。
側垣教育委員	減免されるということはないですね。
学校管理課長	そうですね、減免の対象には今のところなっておりません。
重松教育長	教育総括室長
教育総括室長	少し補足をさせていただきますと、今回規則の改正に伴って、また要綱の見直しも進めることになるのですが、今回の見直しの大きなところとして、先ほど教育長からもお話がありましたが、学校でのトラブル発生を避けるということもありますし、あとは規則で明確に定めることによって引いては校長先生、学校の職員を規則で守るという目的もございますので、今回そういった視点から見直しを行ったものでございます。
重松教育長	ほかにはございませんか。 この件は地域団体にも周知が必要かと思います。夏祭りなどで学校のグラウンドを使っていることも多いかと思います。

学校保健安全課長	<p>ほかによろしいですか。</p> <p>なければ異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に報告第19号「学校医の解嘱及び委嘱の件」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p> <p>「学校医の解職及び委嘱の件」につきまして、まずお手元の資料、報告第19号をご覧ください。北六甲台小学校の学校医である内科医師につきましては、令和6年1月12日にお亡くなりになりました。教育委員会では、医師会より推薦に基づき、お亡くなりになった内科校医については、死亡日である令和6年1月12日付で解嘱し、併せて後任の内科医師については、校医としての業務に従事した令和6年1月23日付で委嘱することを教育長の臨時代理により、令和6年2月1日に決定しましたので、報告いたします。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより討論に入ります。本件にご意見・ご質問はありませんか。よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。報告第19号については、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>では、これより非公開案件に移ります。</p> <p>傍聴者はおりませんので再開します。</p> <p>一般報告①「児童生徒の状況について」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p> <p>(非公開)</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。よろしいですか。</p> <p>では、なければ一般報告①を終了します。</p> <p>次に議題第49号「令和6年度(2024年度)西宮教育の推進方針決定の件」</p>

<p>教育総務課担当 課長</p>	<p>を議題とします。 教育総務課担当課長、お願いします。</p> <p>議案第49号「令和6年度（2024年度）西宮教育の推進方針決定の件」についてご説明いたします。「西宮教育の推進方針」につきましては、11月開催の事務局との懇談会で進め方についてご説明をさせていただき、1月開催の事務局との懇談会で素案のご確認をお願いしたところでございます。前回の素案から1点修正しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>3ページをご覧ください。「1 はじめに」の後のところに、米印でウェルビーイングについての説明を今回追加しております。</p> <p>前回素案からの修正点は、以上となります。今回、特に修正すべき箇所がございませんでしたら、この案をもちまして、決定とさせていただき、今後2月下旬頃に校長先生、園長先生などにお示ししていきたいと考えております。</p> <p>ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>重松教育長</p>	<p>説明は終わりました。これより次に討論に入ります。本件にご意見・ご質問はありませんか。よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。議案第49号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>重松教育長</p>	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第50号「令和6年度西宮市一般会計予算（教育委員会所管分）に関する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>教育総務課担当課長、お願いします。</p>
<p>教育総務課担当 課長</p>	<p>議案第50号「令和6年度西宮市一般会計予算（教育委員会所管分）に関する意見決定の件」につきましてご説明いたします。まず資料の1ページ、「歳入・歳出款項別構成表」をご覧ください。これは教育委員会が所管する歳入・歳出予算の款項別構成表となっております。左の表が歳入予算で、右の表が歳出予算でございます。</p> <p>まず、歳出予算からご説明いたします。次の2ページ、「歳出予算総括表」の上か</p>

ら2行目、教育委員会所管分の合計欄をご覧ください。令和6年度の予算額は241億2,252万2,000円で、前年度に比べ、21億8,735万8,000円、率にして10.0%の増となっております。一般会計に占める教育委員会所管分の構成比は11.9%で、前年度から0.7ポイントの増となっております。

次の3ページには、教育委員会所管分当初予算の平成26年度以降の推移を表にまとめております。

次に少しページが飛びますが、6ページをご覧ください。6ページから12ページにかけては、「歳出予算 対前年度比較」としまして、予算事業ごとの前年度当初予算との比較と、その主な増減理由等を記載しております。この中から増減の大きいもの、制度変更や市民生活に影響があるものを中心にご説明させていただきます。まず、6ページの上から2番目です。款50「教育費」、項05「教育総務費」、目10「事務局費」、「職員の給与費」につきましては、会計年度任用職員の用務員を増員することに伴う報酬等及び定年年齢の段階的な引上げの関係で、令和5年度末は定年退職者が「0人」となり、それを受けて、令和6年度の退職者見込み数が増加することに伴う退職手当の増額などにより、5億1,048万1,000円の増額となっております。

その下、「学校改革事務経費」につきましては、特区小規模保育所の卒園児を公立幼稚園で受け入れる連携公立幼稚園事業について、令和6年度に実施園数を1園増やすことに伴い保育職員を6名増員することによる会計年度任用職員報酬など2,217万3,000円の増額となっております。

その下、「学籍等事務経費」につきましては、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の施行により、国が示す標準仕様書に併せたシステムの導入が義務づけられたことによる現行システムの調査業務が令和5年度に完了したことに伴う委託料など、775万3,000円の減額となっております。

その二つ下です。「施設管理関係事務経費」につきましては、5年ごとに見直すこととしている「西宮市学校施設長寿命化計画」の改定に伴う、改定支援業務委託料など1,437万7,000円の増額となっております。

その二つ下、「人事関係事務経費」につきましては、会計年度任用職員の学校教育事務員が増員となることに伴い、会計年度任用職員報酬等が増額となりますが、スクール・サポート・スタッフにつきましては、令和6年度は県の補助対象に合わせるなどにより、勤務時間を週20時間の年間52週から、週12時間の年間42週に、また配置を市立高校含む全64校の配置から、高校を除く62校の配置

に見直すことに伴う会計年度任用職員報酬等の減額などにより、事業費全体としては3,218万7,000円の減額となっております。

その二つ下、目15「教育振興費」の「奨学事業経費」につきましては、対象人数の減等による高校給付奨学金の減額及び新型コロナウイルス感染症対策として、西宮市教育委員会高校奨学生を対象に支給されていたオンライン学習通信費給付金の給付廃止などにより1,300万9,000円の減額となっております。

次の7ページの上から2番目、目20「教育指導費」の「基礎学力向上事業経費」につきましては、森林環境譲与税を活用して、小学校及び特別支援学校小学部の1・2年生を対象に行っていました自然体験活動事業の廃止に伴う講師謝金など、879万5,000円の減額となっております。

その二つ下、「特別支援教育事業経費」につきましては、子供の障害の状態に応じた専門性のある支援体制の構築を進めるため、介助支援員を2名増員することに伴う会計年度任用職員報酬等及び医療的ケア支援事業委託料など2,115万2,000円の増額となっております。

その四つ下、「学校人権教育事業経費」につきましては、日本語指導が必要な帰国・外国人幼児児童生徒の増加に伴う生活学習相談員及び日本語指導者への謝金など597万3,000円の増額となっております。

その下、目30「総合教育センター費」の「学校情報化推進事業経費」につきましては、学校情報システムサポート等業務の仕様の見直しなどによる校務支援システム事業委託料の減額及び中学校大型提示装置の更新に伴う情報機器借上料の減額などにより2,551万8,000円の減額となっております。

その三つ下です。「総合教育センター管理運営事務経費」につきましては、教育史編纂に係る会計年度任用職員の任用による報酬等及び教育史等編纂委託料など741万円の増額となっております。

次、8ページの1番上です。項10「小学校費」、目05「学校管理費」の「小学校管理運営事務経費」につきましては、小学校教科用図書採択に伴う指導書整備に係る消耗品費の減額など4,165万4,000円の減額となっております。

その下、「小学校維持管理事業経費」につきましては、国の負担軽減策による電気・ガス料金単価の減額に伴う電気・ガス使用料の減額などにより、1億7,498万2,000円の減額となっております。

その三つ下、目10「教育振興費」の「小学校就学奨励助成事業経費」につきましては、支給対象見込み人数の減等による就学奨励金の減額により912万3,000円の減額となっております。

その二つ下、目15「学校整備費」、「安井小学校教育環境整備事業費」につきましては、事業の進捗状況に伴い、1億5,363万3,000円の減額となっております。

その下、「小学校施設整備事業費」につきましては、学校施設の安全性の確保と機能向上を図るため、西宮市学校施設長寿命化計画に基づき、各種工事を実施するとともに、トイレの部分改修及び洋式便器化を9校32か所、体育館への空調設備設置工事を10校、ブロック塀改修工事を2校、照明設備LED化工事を10校で実施することなどに伴い、5億541万7,000円の増額となっております。

下から2番目、項15「中学校費」、目05「学校管理費」の「中学校管理運営事務経費」につきましては、中学校教科用図書採択に伴う指導書整備に伴う消耗品費の増額など4,604万4,000円の増額となっております。

その下です。「中学校維持管理事業経費」につきましては、小学校と同様に国の負担軽減策による電気・ガス料金単価の減額に伴う、電気・ガス使用料の減額などにより3,436万4,000円の減額となっております。

次に9ページの上から2番目です。目10「教育振興費」の「中学校学習指導推進事業経費」につきましては、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に伴う指導者謝金など、322万円の増額となっております。

その下、「中学校就学奨励助成事業経費」につきましては、小学校と同様に、支給対象見込み人数の減等による就学奨励金の減額により1,600万7,000円の減額となっております。

その二つ下です。目15「学校整備費」、「瓦木中学校教育環境整備事業費」につきましては、事業の進捗に伴い、11億4,826万5,000円の増額となっております。

その下、「中学校施設整備事業費」につきましては、小学校と同様に、西宮市学校施設長寿命化計画に基づき、各種工事を実施するとともに、トイレの部分改修や洋式便器化を4校17か所、照明設備LED化工事を4校で実施することなどに伴い、5億5,208万1,000円の増額となっております。

その下の「大社中学校教育環境整備事業費」につきましては、基本構想・基本計画策定に伴う支援業務委託料など4,481万4,000円の増額となっております。

次の10ページの一番上、項20「特別支援学校費」、目10「教育振興費」の「特別支援教育事業経費」につきましては、西宮支援学校の児童生徒の障害の重度・

重複化、多様化に対応するため、看護師を1名増員することに伴う会計年度任用職員報酬等など629万7,000円の増額となっております。

続いて、同じ10ページの下から4番目になります項25「高等学校費」、目20「学校整備費」の「高等学校施設整備事業費」につきましては、令和6年度は空調設備改修工事を1校、体育館への空調設備設置工事を1校、照明設備LED化工事を1校で実施しますが、令和5年度と比べまして予算額は、6,366万3,000円の減額となっております。

次の11ページの下から5番目になります項35「社会教育費」、目05「社会教育総務費」の「放課後キッズルーム事業経費」につきましては、「委託型」で実施校を1校拡充することに伴う委託料の増額及び一部の学校で活動場所を屋内のみから運動場を含めるように変更すること等に伴う見守りサポーター謝金の増額などにより3,151万1,000円の増額となっております。

その二つ下、目25「青少年教育施設費」の「丹波少年自然の家運営費負担事業経費」につきましては、令和5年度末で丹波少年自然の家事務組合が解散することに伴う運営費負担金の減額により、皆減となっております。

その下、「山東自然の家改修事業費」につきましては、丹波少年自然の家事務組合の解散による影響を考慮し、自然学校を安定的に受け入れるために行っていた食堂や浴室などの改修が完了したことにより、皆減となっております。

次に12ページの中ほど、項40「保健体育費」、目05「給食費」の「給食管理運営事業経費」につきましては、学校給食費等徴収システム機器等の更新完了に伴うシステム移行委託料の減額などにより1,837万5,000円の減額となっております。

その二つ下、「給食施設設備整備事業費」につきましては、給食室における施設整備工事や回転釜などの備品購入に係る費用を計上しており6,328万円の増額となっております。ただし、これは令和5年度に実施した4校分の給食室空調整備工事の工事請負費5,419万3,000円について、令和4年度に国の補助対象となったため、令和5年度当初予算には計上せず、令和4年度12月補正で前倒しして計上し、令和5年度に繰越しをして実施したことによるもので、実質の令和5年度予算との比較では、908万7,000円の増額となっております。

続きまして、13ページをご覧ください。こちらは、「新規に設定する債務負担行為」です。債務負担行為とは、将来にわたる債務を負担するもので、設定された限度額、期間の範囲内において、債務負担契約の締結を可能とするものです。期間、限度額、内容につきましては、表に記載のとおりです。これらの事業は、令

<p>重松教育長</p>	<p>和6年度中に契約等を行い、複数年をかけて実施いたします。</p> <p>続いて、14ページから15ページの表は、「投資的事業 対前年度比較」として、予算科目ごとに令和5年度と令和6年度予算の比較と、令和6年度中の実施内容などを掲載しております。</p> <p>続いて、16ページは「学校施設整備事業の実施予定」としまして、事業メニューごとに実施予定を一覧にしたものとなっております。</p> <p>歳出についての説明は以上となります。</p> <p>続いて、歳入予算につきましてご説明いたします。少しページを戻りまして、4ページ・5ページをお開きください。「歳入予算 対前年度比較」としまして、予算科目ごとに前年度当初予算との比較を記載しております。4ページ一番上の教育委員会所管分の合計欄をご覧ください。令和6年度歳入予算は35億1,272万3,000円で、前年度と比べまして6億9,747万1,000円、率にして24.8%の増となっております。こちらの中から、増減の大きなものを中心にご説明いたします。</p> <p>まず4ページ中ほどの「国庫負担金」につきましては、事業の進捗に伴う瓦木中学校教育環境整備事業費の増額により1億757万4,000円の増額となっております。</p> <p>その下の「国庫補助金」につきましては、事業の進捗に伴う小学校・中学校の施設整備に対する学校施設環境改善交付金の増額などにより、全体で4億2,614万4,000円の増額となっております。</p> <p>その下、「県補助金」につきましてはスクール・サポート・スタッフ配置事業の補助対象の拡充に伴う学校運営支援強化費補助金の増額などにより1,165万7,000円の増額となっております。</p> <p>5ページの一番下、「雑入」につきましては、令和5年度に小学校で250円から275円、中学校で297円から325円に改定した学校給食費について、令和5年度は新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用しまして、保護者負担額を据え置いていたことに伴う小学校・中学校・特別支援学校給食費負担金収入の増額などにより、1億5,556万1,000円の増額となっております。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。これより討論に入ります。本件にご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>山本委員。</p>
--------------	--

山本教育委員	<p>幾つか聞かせてほしいことがあります。まず、6ページの歳出予算の人事関係事務経費のスクール・サポート・スタッフが配置時間数等の見直しで減っているのですが、これはコロナ関連の配置がもう必要なくなったということなのかということが一つです。</p> <p>それから、説明があったかもしれないですが、7ページの不登校児童生徒支援事業経費のところの教育支援センターのところですか。増減額ということで減っているのですが、補助サポーターの配置数の見直しということなのですが、それはどういうことだったのかを具体的に聞かせてほしいということが一つです。</p> <p>最後に、債務負担行為の中で校務用の端末等の賃借料が9億5,000万ほど上がっているのですが、文科省からの補助金はこれに対してはどうなっているのか、補助金というか要するに1台当たりいくら、というのがあったかと思います。そのあたりはどうなっているのか、以上3点です。</p>
重松教育長	教育総務課担当課長、お願いします。
教育総務課担当 課長	<p>まず1点目のスクール・サポート・スタッフの配置時間等の見直しのことですけれども、コロナの関係で削除されたのかという意味の質問かと思えます。現在スクール・サポート・スタッフに関しましては、コロナの期間はコロナの対応をメインで配置をしていたのですが、実際には以前から教職員の働き方改革という意味、教職員の負担軽減という意味で配置をしております。このたび配置時間数が見直しとなりましたのは、まず1点として兵庫県の補助対象が、これまで西宮市が配置していたものより低いものになりましたので、まず一旦それに合わせる形を取って、少し配置時間などが下がっております。さらにこのたび財政構造改善という財政的な意味もありまして、昨年度まで臨時交付金があったため、ほとんど一般財源というものを使わずにスクール・サポート・スタッフ事業ができていたのですが、来年度からはその臨時交付金という見込が今現在ありませんので、やはり一般財源が増えることは少し難しいというところで、そのあたりの意味も含めて配置時間、配置校数が今回減ったことになっております。特にコロナが収まったからという意味ではございません。</p> <p>続きまして、不登校の教育支援センターのサポーターの件ですけれども、今手元に資料がございませんので、またお調べさせてもらって返事をさせていただきます。そして、3点目の新規債務負担行為の校務用端末借上げの金額の部分ですけれども、</p>

	<p>こちらは学校の先生が使う端末になっておりますので、児童生徒の1人1台端末のときには、たしか1台4万5,000円か何かの国の補助金などがあったのですが、こちらは特にそういうものはなく、改めて何か補助があるというものではありません。</p> <p>以上です。</p>
重松教育長	<p>よろしいですか。</p>
山本教育委員	<p>分かりました。端末の件は勘違いしていました。ありがとうございます。</p> <p>スクール・サポート・スタッフの件は学校現場にしたら困ることですよ、苦渋の選択ということでしょうか。</p>
重松教育長	<p>中核市教育長会でも説明があったのですが、事業としては国が3分の1、県が3分の2を出すという形の中で、国としては予算を増額しています。全校配置ということで国の予算が上がっているのですが、県が従前のままで予算配分しているので、市が3分の2を出さないといけない状況です。</p>
山本教育委員	<p>分かりました。</p>
重松教育長	<p>ほかにはよろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。議案第50号については、原案のとおり可決してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって原案は可決されました。</p> <p>以上で予定されていた議題は全て終わりました。</p> <p>では、これもちまして、第11回教育委員会定例会を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
	<p>(終了)</p>